

第 2 2 回 宇都宮市景観審議会 議事録

令和 3 年 3 月 1 6 日

午後 1 : 3 0 ~

1 4 A 会議室

出席委員

1 号委員（学識経験者）

花田千絵委員，小花伸子委員，山島哲夫委員，早野由美恵委員，
五艘みどり委員，渡邊美樹委員

2 号委員（関係団体代表）

神原敦子委員，渡邊幸雄委員，木内久生委員，檜原貞亮委員，
菊池清孝委員

3 号委員（関係行政機関）

柴誠委員

4 号委員（市民公募）

高橋啓子委員

（計 1 3 名）

欠席委員

1 号委員（学識経験者）

古賀誉章委員

3 号委員（関係行政機関）

井上啓委員，松尾秀和委員

4 号委員（市民公募）

高野雅之委員

（計 4 名）

出席幹事

篠田治幹事，高橋裕司幹事，川上治美幹事（計 3 名）

臨時幹事

君島修幹事（都市整備部参事）

事務局

【司会】 松井義幸書記

【傍聴人受付】 藤田直美書記

【写真・録音】 藤田直美書記

【書記】 金子剛士書記，阿部茂書記，椎名徹書記，
尾畑ゆいか書記，高橋和也書記

（ 8 名）

13:20
＜傍聴人受付＞

13:30
松井書記

《開会前》

本日は、お忙しい中ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。
ございます。

定刻前ではございますが、委員の皆様がお揃いになりましたので、審議会を始めさせていただきます。

進行の方を務めさせていただきます、景観みどり課 課長補佐の松井でございます。よろしくお願いいたします。

本日の審議会でございますが、新型コロナウイルスの感染予防策として、パーテーションを設置しておりますほか、会議時間の短縮に努めていきたいと考えておりますので、ご協力のほういただきますよう、よろしくお願いいたします。

(資料確認)
松井書記

続きまして、本日の会議資料について確認させていただきます。
資料であります、

- ・第22回 宇都宮市 景観審議会 次第
- ・宇都宮市 景観審議会 委員名簿

こちらにつきましては、本日付で改選がありましたので、机上に配布しております委員名簿をご覧くださいようよろしくお願いいたします。

・説明資料「屋外広告物の規制見直しに関する意見への対応について」

- ・別紙1 パブリックコメント資料「屋外広告物禁止等・禁止地域の指定（告示文・改正素案）」
- ・別紙2 パブリックコメント資料「屋外広告物の規制見直し概要」
- ・別紙3 「屋外広告物表示等禁止地域等の指定（改正案）」

そして、本日机上に配布しております

- ・その他 大谷石建築物の保全・活用に向けた支援制度について

となります。

また、今回は、審議の参考として「審議会関係資料」をお配りしております。適宜、参考にご覧ください。

松井書記	以上、不足しているものがありましたら、お知らせください。よろしいでしょうか。
(改選委員紹介)	
松井書記	<p>続きまして、今回、委員の改選がありましたので、ご紹介させていただきます。</p> <p>3号委員として、栃木県警察本部から出席されておりました、吉田 学（よしだ まなぶ）委員がこのたび人事異動により退任され、松尾 秀和（まつお ひでかず）委員が着任されました。本日は所用により欠席となっておりますが、ご紹介させていただきます。</p>
<1. 開会>	
松井書記	<p>それでは、ただ今から「第22回 宇都宮市景観審議会」を開会いたします。</p> <p>まず、開会に当たりまして、山島会長からご挨拶をいただければと思います。よろしく願いいたします。</p>
<2. 挨拶>	
山島会長	<p>皆さんこんにちは。今日は特別に暑く、少し着ていても暑いくらいに感じますけれども、本日の景観審議会も、屋外広告物の議題となります。これまで景観計画の改定など、新しい景観行政について様々な形で、この景観審議会でも議論していただいた結果が、今日の屋外広告物の規制という形になり、一通り、景観の計画や体制が整うということですので、本日もよろしく議論のほど、お願いいたします。</p>
松井書記	<p>ありがとうございました。引き続き、ここからの進行は山島会長にお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。</p>
<定足数報告>	
山島会長	<p>はい。それでは議事次第に従って進めていきたいと思えます。はじめに、会議の成立について事務局よりご報告よろしく願い致します。</p>
金子書記	<p>本日の会議でございますが、現在、出席委員は13名でございます。これは、宇都宮市景観条例施行規則第3条にございます「審議会は委員の過半数の出席をもって開催する」旨を満たしておりますので、会議の成立をご報告いたします。</p>
山島会長	<p>続きまして今回の公開についてですが、個人情報等含む案件はございませんので公開としてよろしいでしょうか。</p>

各委員
<傍聴者有無>
山島会長

異議なし。

はい。ではそのように進めさせていただきます。
続きまして、事務局より本日の傍聴者の報告をお願いいたします。

金子書記
**<議事録署名委員の
指名>**
山島会長

本日の会議につきましては、傍聴定員10名のところ、現在、傍聴者はおりませんことをご報告いたします。

それでは、会議次第に従いまして会議を進めてまいります。まず、当審議会運営要領第4条に基づきまして、議事録の署名委員といたしまして、

- ・早野 由美恵（はやの ゆみえ）委員と
- ・檜原 貞亮（ひばら ていりょう）委員の

お二人をお願いしたいと思います。よろしくをお願いいたします。

<3. 議事>
山島会長

それでは、議事に入ります。

本日の議事としては、1件となります。「屋外広告物の規制見直しについて」これは昨年10月23日付で市長から諮問があり、昨年の10月29日の審議会で付議され継続審議となっているものでございます。本日をもちまして答申する予定となっております。

それでは事務局よりご説明よろしくをお願いいたします。

川上幹事

はい。それでは諮問事項、屋外広告物の規制見直しについてご説明いたします。

この諮問事項は、昨年10月開催の「第21回 宇都宮市景観審議会」から継続審議となっているものであります。

前回は審議会においてご審議いただきました本件に係る資料につきましては、お手元の緑色のファイル「審議会関係資料」のインデックス9-1として添付しておりますので、併せてご覧いただければと思います。

川上幹事

それでは、お手元の説明資料、「屋外広告物の規制見直しに関する意見への対応について」をご覧ください。

趣旨であります。屋外広告物の規制見直しに係るパブリックコメントを実施しましたことから、その意見への対応等についてお諮りするものでございます。このパブリックコメントにつきましては、昨年10月開催の「第21回 宇都宮市景観審議会」における本件に係る審議内容を踏まえ、本年2月より実施いたしました。

説明資料の1. パブリックコメントについてであります。説明に先立ちまして、パブリックコメント資料であります別紙1、別紙2により、今回の規制見直しの内容につきまして改めてご説明させていただきます。

まず右肩に別紙1とあります資料をご覧ください。一枚目は、本件の禁止地域指定に係る告示文、二枚目でございますA3判の資料につきましては、告示の改正素案となっております。

二枚目の改正素案のうち、アンダーラインが引いてある部分が今回の見直しにより追加となる箇所でございます。この改正の具体的な内容につきましては、右肩に別紙2とあります「屋外広告物の規制見直し概要により説明いたします。

それでは別紙2の1ページをご覧ください。

今回の規制見直しにつきましては、LRT沿線優先整備区間のなかでも、特に宇都宮を印象付ける雄大な自然景観を望める鬼怒川周辺のエリアについて、新たな野立広告物等の掲出を防止し、遠く広がりのある眺望や、今ある田園風景の保全に取り組むために行うものでございます。

対象区域といたしましては、図面の中央の赤色部分の通り、図面左側の赤字の四角囲みの右岸幹線水路から図面右下側、仮称・作新学院北停留場付近までのLRTの走行ルートから展望できる区域、両側500メートルとしております。なお、西側の端部となる水路の名称につきましては、前回審議会の資料におきましては「石井用水」と記載しておりましたが、パブリックコメントの資料より、右岸幹線水路と変更しております。

川上幹事

2 ページをお開き下さい。

① 見直しの内容についてであります。対象区域を現在の第一種許可地域から、禁止地域に指定した場合の変更点につきましては表の通りとなります。今回の基準見直しにより、変更となる箇所にはアンダーラインを引いております。

まず、上段の自家用広告物、営業所や店舗の自己の敷地内に掲出する広告物につきましては、表の左側、現行は、第一種許可地域でありますので、広告種類に応じた基準を満たしていれば、掲出可能であります。表の右側、見直しによる禁止地域指定後も、同様に掲出可能であります。ただし、現行基準では総量規制がないところ、禁止地域指定後は30平方メートル以内という総量規制が加わることとなります。

下段の、自家用広告物以外、野立広告物等についてありますが、現行では、基準を満たしていれば掲出が可能ですが、禁止地域指定後は、原則として、掲出不可となります。ただし、表の下にあるような小規模な案内看板や、公共的目的で設置するものなどについては条件を満たすことにより設置可能であります。

3 ページをご覧ください。

次に②、現在の基準で掲出できる場所についてありますが、今回の見直しにより、禁止地域に指定された区域内においても、家屋連続区域、いわゆる家屋間の距離が50メートル間隔で30戸以上連続している区域においては、禁止地域の適用が除外され、現行基準である第一種許可地域が適用されることとなります。先ほどご覧いただきました、1ページの図面におきまして、黒点線で囲みとなっている箇所がいくつかございますが、そちらの箇所が家屋連続区域となるものでございます。

それでは3ページにお戻りいただきまして、3ページの下段、③、現在掲出されている広告物の取り扱いについてありますが、経過措置といたしまして、条例に基づき、すでに許可を受けて掲出されている広告物については、禁止地域が指定された日から3年間は引き続き設置しておくことができることとしております。

以上が規制見直しの概要であります。

川上幹事

それでは、本編資料であります、右肩に説明資料とある資料にお戻りいただければと思います。

「1のパブリックコメントについて」であります、先ほどご説明致しました資料、別紙1、別紙2によりパブリックコメントを実施いたしました。

(1)意見の募集期間につきましては、令和3年2月1日から3月1日まで、(2)意見の応募者数および意見数については、応募者数一名、件数一件でありました。

(3)意見の処理状況であります、こちらは区分Dの見直しに盛り込まないものとしております。意見の概要と、意見に対する市の考え方については、下段の表をご覧ください。

まず表の左側、意見の概要であります、今回の禁止地域の対象区域は、L R T沿線の両側500メートルとなっているが、一般的な事業者や、広告業者が、野立広告物等の設置を検討する場合には、沿線の隣接地、または近接地が想定され、500メートル先までの設置は費用や効果の観点から考えられない。

掲出が想定されない場所への規制は、土地の所有者や使用者にとってメリットがなく、権利を阻害するだけの過剰なものであることから対象区域を再考して、沿線の両側100メートル以下に縮小すべきである、であります。

表の右側、意見に対する市の考え方あります、対象区域につきましては、現在の良好な眺望景観を保全するため、道路から展望できる範囲として、500メートルを設定しております。この範囲につきましては、現在の許可基準、第一種許可地域において、掲出が想定される野立広告板、1基の最大面積10平米の視認性を考慮するとともに、国の屋外広告物条例ガイドラインや、県内、市内における他の禁止地域との整合を図っているところであります。としております。パブリックコメントにおける意見と、意見に対する市の考え方は以上になります。

これにより、今回、別紙1の屋外広告物表示等禁止地域等の指定、改正等の改正案とすることをお諮りするものでございます。

裏面をご覧ください。

川上幹事

「2. 今後の予定」であります。本日の景観審議会からの答申を踏まえまして、令和3年3月に禁止地域指定の告示を行い、3か月間の周知期間を経て、7月に施行を予定しているところでございます。その後、市道6413号線の供用開始後は、禁止地域指定条項の変更告示を予定しております。

この変更告示の内容につきましては、右肩に別紙3とある資料でご説明いたしますので、別紙3をご覧ください。別紙3の右上の図をご覧くださいますと、今回、禁止地域を指定する赤色の区域におきましては、すでに道路として供用済みである、右側の区間①と、未供用である区間②に分かれております。供用済みの区間①につきましては、左側の中段のやや下の点線囲み、追加と記載されている箇所を通り、告示第3の道路から展望することができる地域の(6)として追加いたします。未供用の区間②につきましては、左側下段の黒太点囲みの通り、条例第3条第1項第15号の規定により、市長の指定する区域として、第5の1(1)として追加いたします。

現段階ではこの内容で禁止地域を指定いたしまして、区間②の供用開始、こちらは令和5年ごろの見込みでございますが、こちらの供用開始にあわせまして、資料右側にあります区間②の供用開始後の変更案の下段にあります黒太線囲みの通り、告示第3の道路から展望できる地域に(7)として条項の変更を行う予定となっております。なお、この別紙3の内容につきましては、前回の景観審議会においてご審議いただいているところでございますが、赤字で記載されている箇所、条項の位置や石井用水を右岸幹線水路に変更するなどについて修正したところがございます。以上で資料の説明の方を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

山島会長

どうもありがとうございました。ご質問とか、分かりづらいところとかあればお願いしたいと思います。

渡邊美樹委員

パブリックコメントや、規制がかかるエリアの住民に対してどの程度説明がなされているのか。パブリックコメントは市民全体に対してされているものだと思いますが、1件しか反応がないっていうのは少し不思議な気がするのですが、情報公開はどのようにされたのか伺いたい。

川上幹事

はい。まず住民への説明でございますが、こちらの禁止地域としているエリアの中には土地・建物所有者等約800名程度の地権者がおりますが、こちらの地権者に対しましては、この規制の見直しの案を郵送で発送いたしました。今回は、新型コロナウイルス感染症の状況を考慮しますと大人数を集めての説明会が非常に難しいという状況でしたので、こちらにおつけしたような形で、分かりやすい図面や写真等を添付し、すべての権利者に送付という形で周知したというところでございます。

また、権利者説明会におきましても、感染防止対策を取りながら、個別に時間予約制という形で、地区市民センターで説明会を開催したところでございます。

また、屋外広告物の協同組合に対しましては、規制の内容等について周知させていただいたところでございます。

パブリックコメントにつきましては、市の広報紙やホームページ等で周知をさせていただいたところであります。一件だけの反応ということでありましたが、エリアが限定的であるというところと、パブリックコメントの前に地権者に対して説明の文書等を送付したことで、ある程度今回の見直しに理解をいただいているものと受け止めているところでございます。以上でございます。

山島会長

はい。どうもありがとうございます。渡邊委員よろしいですか。

渡邊美樹委員

はい。ありがとうございます。もう一ついいですか。

この規制がかかったことによって、現在ある屋外広告物を建物から外さなきゃいけないとか、面積を少なくしないといけないとかいうものが今このエリアの中にあるのかどうか伺いたい。

川上幹事

自家用広告物については、総量規制のみの変更ということで特段の影響はないと考えています。

野立広告物につきましては、実際我々のほうでつかんでいるところで、掲出されているものが12件ほどございますが、こちらにつきましては、現在適切に手続きがなされていないものなどになりますので、大きな影響はないものと考えているところでございます。

渡邊美樹委員

ありがとうございました。

山島会長

要するに許可しているものはないということですね。

川上幹事

はい、その通りでございます。

山島会長

木内委員いかがですか。

木内委員

はい。我々の団体においても、以前ご説明した通り景観形成ということを第一に考えた屋外広告物というふうに思っております。この規制に関しましては、何ら異論はないということで、是非良い景観づくりに貢献したいなというところで進んでおります。

山島会長

ありがとうございます。他にご質問とかありますか。パブリックコメントの内容についてはまた議論いたしますが、この今までのご説明で疑問点などあれば。

今回、禁止区域にすることによって変化するのは、2ページを見ていただくと、分かりやすいです。面積制限がありますが30平方メートルってものすごく大きいので、自己用のものでそんなに大きいものは出ないでしょう。そうすると、野立の広告物が禁止になるというのが一番大きいということです。今、野立広告物で許可を受けて作っているものというのはこのエリアには一切無いということでございますが、この野立広告物のものというのは今まで10平方メートル以下ということだったですね。

3ページのほうを見ていただくと、住宅が連続しているところは、これまで通り野立広告物が10平方メートルでもいいと。1ページの図面で見るとそのような住宅が密集して野立広告物が立ちそうなところが、3か所ほどありますね。

川上幹事

やはり一定家屋があるというところは、掲出の必要性も多少あるというところがございますので、そういう部分については、すべて規制をするということではなく、適用除外していくという形になってまいるかと思えます。

川上幹事

ただ、我々が目的としております鬼怒川周辺の眺望景観を阻害するような野立広告物の防止というものは、今回の規制のエリアから、こちらの適用除外のエリアを除いたとしても、一定、効果は発現できるものと考えているところでございます。

山島会長

このエリアでは広告物の高さは3メートルまでだから、家屋が連たんしていれば眺望景観は守れるということですね。ほかにご質問などありますか。

このパブコメの内容ですが、500メートルはきついんじゃないかと、100メートルにすべきではないかという意見が出ているわけですね。これに対して、市の答えが出ていますけど、県内・市内の他の禁止地域の規制も、道路から500メートルという規制を一般的にしていますので、妥当性があるということです。これに対してどういうふうに思われるか、この通りの回答でいいのかどうかということを議論したいと思いますが。檜原委員いかがですか。

檜原委員

はい。ちょっと考えてみたのですが、何もない所なので、結構視認性って遠くまで見えると思うんですね。だから、500メートルっていうのは、はっきり文字が見えないまでも、色んなものがちょこちょこ建つというのは、やっぱり今回目指すものとちょっと違うと思うので、一定500メートルという距離は妥当性があるんじゃないかっていうふうに思います。

山島会長

ありがとうございます。LRTは高架なんですよね。通常の平面の道路で500メートル規制するのが、高架だからよく見えちゃうので本当はもっと規制したい。そういう意味でいくと、一般の道路と同じ500メートルで抑えているということですね。

では、小花委員いかがですか。

小花委員

はい。今回の屋外広告物の規制ですけれども、前回は皆さんとお話し合いをしましたので、私もその範囲については、しっかりとした屋外広告物の規制見直しがされたと思っております。

- 小花委員** あとは、先ほどの住宅連続地域で隙間をねらった広告物が出てくるっていうところが、ちょっと可能性はあると思いますが、そのへんは申請の段階でしっかりと指導できる感じですよ。誘導ではなくて指導で、やっていただけたらなと思います。
- 川上幹事** 基本的に、家屋連続区域も、第一種許可基準というものはしっかり守っていただくような形で対応してまいります。以上です。
- 山島会長** 高さ3メートルだから、2階があれば見えないということですよ。1階までの高さということですよ。
- 阿部書記** 看板単体のものにつきましては、先生のおっしゃる通り高さ3メートルというかたちになっておりますので、2階建ての住宅程度のものであれば、広告物のほうが低くなっているかと思えます。
- 山島会長** ありがとうございます。それでは、花田委員いかがですか。
- 花田委員** とくに異論はございません。
- 山島会長** はい。ありがとうございます。早野委員いかがですか。
- 早野委員** はい。私もちょっと懸念していたのが小花委員からおっしゃっていただいたところなんですけれども、きちんとしたご指導をいただけるということで安心しております。ちょっと余計なことなんですけど、この方の100メートルっていう根拠はなんなのか、疑問が湧いておりますが、あまり関係ないことなので次の議題にいかせてください。
- 山島会長** たぶん根拠はこの人が考えていることで、我々に押し量れない。まあ、ラウンドナンバーを言ったってだけだと思います。じゃあ五艘委員。
- 五艘委員** はい。今日みなさまで意見していただいた内容については特に問題はないんだろうと思うんですけれども、実は私この対象エリアを通ったことが2回ぐらいしかなくてですね。すいませ

んちょっとどんな光景だったかっていうのがちょっと思い出せない中での審議になってしまうと、ちょっともったいないので、可能であれば資料に写真があったら良かったかなあと考えております。もう一つは、先ほどご意見出ましたけどパブリックコメントで一件しか意見がないっていうのはちょっとどうかなと思っていて、やはりちょっと市民の方の景観に対する興味とか意識とか、ちょっとその辺があまり深くないんじゃないかってちょっと心配しております。今後の審議する内容が色々出てくる中で、市民の方への啓発なんかも考えて進めていただけるとありがたいのかなと思っております。以上です。

山島会長

はい。ありがとうございます。おそらく屋外広告物を出したいと思っているような人は色々聞くかもしれないけど、そういうことをまったく考えていない通常の方は、あまり気にしないということじゃないかなと思います。はいありがとうございます。じゃあ神原委員、お願いします。

神原委員

今回のこの規制で、かなり設置できない、規制できるということで、すごく良いなと思えました。大谷の時に、具体的に、例えば人の顔を大きく表示するようなものを規制するっていうのが出てきて、L R Tの沿線だけじゃなくて、できれば宇都宮市全域に、そういった具体的な規制ができると、もうちょっと景観がよくなっていくのではないかという印象は受けています。

それと、広告とは関係ない所なんですけど、新聞に読者からの投稿として出ていた記事なんですけど、L R T工事現場街路樹対策望むということで、75歳男性の投稿なんですけど、「宇都宮市などが整備を進めている、次世代型路面電車L R Tのことがある。工事で街路樹が伐採され心を痛めている。新たな植栽や、緑地の確保を強く要望したい」という内容で、すごく同感しました。最近SNSで匿名で色んな言いたいことを意見されるかたがいると思うんですけど、この方は実名と職業年齢を出して意見をおっしゃっているもので、どこかに届くといいなと思ってここで紹介させていただきました。

山島会長

その点は市が今後総力をあげてたぶん頑張っていくんじゃないかなあと思っています。これから長く走るL R Tの周りが緑で素晴らしい景観になるっていうことが宇都宮の為なので、ルールを

引くためにどうしても切らなきゃいけなかったものを、周辺の工場なんかと協力するなどして、これからどう良く作り替えていくかっていう風に考えて、一年二年じゃなくて、十年単位ですごくよくなるというのを期待していただければと思います。

篠田幹事

はい。今のご意見に少し説明させていただきますと、安全な空間を確保するために支障になるということで、鬼怒通りや清原工業団地において街路樹の伐採という形を取っております。それに対しましては、L R T事業において整備を進める車両基地への植栽や、公園などに移植するなど、オール宇都宮として建設部や都市整備部などの様々な事業で緑面積を少しでも減らすことのないよう配置しながら、自ら切った部分は少しずつ復元してまいります。

短期間ではできないものですから、お時間頂きながらやらさせていただきますので、よろしく願いいたします。

山島会長

はい。ありがとうございます。神原委員も引き続き応援してください。高橋委員お願いします。

高橋委員

そういう風に開発か保存かっていうことで、それは相対するものなんですけれど、かつてはさくら通りや、ベルモールの地域も見事な桜だったので、やはり、それがどこかで補充されることを望んでおります。以上です。

山島会長

ありがとうございます。柴委員お願いします。

柴委員

パブリックコメントの意見で、500メートルに対して100メートルでいいってことですが、根拠がないとなかなかできないことだと思いますので、市の回答ですね、国のガイドラインあるいは県内、市の他の地域と整合を図っているということで、結構だと思っております。以上です。

山島会長

ありがとうございます。菊池委員お願いします。

菊池委員

先ほどお話ありましたように、高い所から見ると500メートルって意外に先まで見えてしまう。そういうことを考えたら500メートルでいいのかって逆に問いかけたような感じがします。それと緑の部分なんですけど、私も同意見で、立場から

言いますと保存して欲しいっていうのが本音なんですけど、それには費用がかかりますんでね。やはりそのへんを上手く行政が考えてやってるんだというのを僕なりに理解してます。

ただその部分で行政が費用をかけて維持することも考えていかなきゃいけないでしょうし、「宇都宮の市民全体がそれに対して参画する」というのも呼びかけなきゃいけないんじゃないかなど。あくまでも行政に頼るのではなく、自分たちの住んでる町ですから、景観というのを維持するためには自分たちも参画した中で維持していくという考えを啓蒙活動ですること必要かな、と私は思います。以上です。

山島会長

ありがとうございました。じゃあ渡邊委員。

渡邊幸雄委員

はい。L R Tの木の伐採の件で、我々は工事するほうなんですけど、我々も心を痛めながら切っているということをご理解いただければ。

木内委員

すいません一つだけ。先ほどの説明のなかで、規制地域の中に野立が12件ほどあるっておっしゃっていましたが、これは届出が無いってことは所有者・設置者が分からないってことですか。

川上幹事

今の段階では把握出来ていないということです。

木内委員

うちの会社じゃないことを祈りますけど。この行く末はどうなるんですか。3年間放置したあと、市の方で撤去っていうかたちになるんですか。それともそのままですか。

阿部書記

既存の看板につきましては、土地所有者の方や、看板の表示内容から、広告主などがある程度推測できますので、そういったところにまずご連絡をしながらご協力いただいて、所有者に撤去していただくかたちで進めてまいりたいという考えでございます。

木内委員

まず手続きをしていただいて3年間はそのままで、で撤去ってことですよね。

川上幹事 許可申請いただいて、適切なものであれば3年間の掲出可能ということになりますけれども、指定の時点での確性がなければ、撤去していただく指導になってくるかと思います。そこは状況に応じて対応は変わってくるかなと思っております。

山島会長 3年間ってというのは許可を受けてるやつですよ。だから受けてないものは、これから禁止区域が出て野立を新たに申請することになりますから許可されないわけですね。だから、課長が言ったように撤去の指導をしだすということですね。

川上幹事 そうですね。基本的には撤去の指導というかたちですね。

木内委員 指導では強制力がありますか。
大丈夫ですかね。

川上幹事 まずは指導から入ってしっかりご理解いただいて、撤去に向けて取り組んでいくという形で進めてまいりたいというところがございます。

木内委員 承知しました。ありがとうございます。

山島会長 ありがとうございます。他にこのパブコメの意見についてご意見等ございますか。
よろしいでしょうか。それではこのパブコメにつきましては、この市の回答をもってこれの回答ということで、原案通り、今回の議案全体について、意見はないということでよろしいでしょうか。

各委員 はい。

山島会長 それでは、議案第一号の屋外広告物の規制見直しについて、原案を答申することといたします。なお答申書の訂正につきましては、私のほうにご一任にいただければと思います。よろしいでしょうか。

各委員 はい。

山島会長

それでは議事の４その他ですが，それではご説明をお願いします。

高橋書記

はい。それでは資料に基づき，ご説明いたします。

その他「大谷石建築物の保全・活用に向けた支援制度について」をご覧ください。

こちらにつきましては，大谷石建築物を活用した，まちなみ景観の保全に向けた支援制度についてご報告するものであります。

「１ 目的」であります，

景観資源としての大谷石建築物を保全するとともに，大谷石建築物を活用しながら，所有者等の意識向上に取り組むことで「石の街うつのみや」としての魅力ある景観を守り，形成するために実施するものであります。

次に，「２ 宇都宮市景観計画における位置づけ」であります，

本市の景観計画におきまして，大谷石建築物は本市の産業，文化，人々の生活に密接に関わり，本市のイメージを印象付ける貴重な資源であるとともに，誇れる景観づくりにおいて非常に重要な存在であると位置づけており，宇都宮市らしい景観づくりの推進するため，「大谷石建築物の保全・活用に向けた支援に関する手法の検討」や「大谷石建築物等の重要性に係る機運の醸成」を図ることとしております。

次に，「３ 大谷石建築物の現状」であります，

（１）大谷石建築物の実態および（２）所有者の意向・市民意識については別紙１をご覧ください。

こちらは令和元年度に実施しました実態調査や所有者意向調査の主な結果であります。

まず，市内全域における大谷石建築物の分布といたしましては，資産税データをもとに，９０００件の大谷石建築物の所在を地図にプロットし，密度別に表しました。

左の図の通り，市内に広く分布している中，指定文化財などは，中心市街地や大谷地区に集中しているほか，大谷石建築物が集積している地区が，西根，上田，芦沼に存在しております。

また、建築年代につきましては、調査により回答が得られました。1567件について分類した結果、築50年以上経過している建物が全体の約7割を占めております。

実態調査につきましては、中心市街地・大谷地区・西根・上田・芦沼において、339件について建築物の外観を調査し、外壁などに装飾が行われているものも多く、まちなみの魅力を高める景観要素となっている状況となります。

別紙1裏面になります。

意向調査につきましては、登記情報をもとに所有者に対しアンケート調査により、調査を行いました。調査件数3532件のうち、回答が1540件でありまして、

(1) 今後の利用意向 につきましては、

所有者の約8割が、「現在のままでの継続利用」を今後の利用意向として考えております。

(2) 大谷石建築物に対する考え方 につきましては、

所有者の約6割が、「大谷石建築物を保全・活用すべき」と考える一方で、解体・売却希望者の約4割が、大谷石建築物に関心を持っていない状況となっております。

(3) につきましては、地域別に分析したものとなります。

大谷地区・中心市街地におきましては、全体と同様の意向となっておりますが、西根・上田・芦沼地区については、「特に関心がない」との意向が4割となっており、関心度は、全体と比べると低い結果となりました。

(4) 維持する課題 につきましては、

所有者の半数以上が、修繕費や税など今後の「維持管理」を負担と感じております。

その他 といたしまして、

市政世論調査の結果では、市民の15%が、大谷石建築物が点在・集積する景観が「宇都宮らしい景観」と感じているという現状となっております。

本編資料にお戻りください。

これらの現状をふまえて、支援制度を検討いたしました。

「4支援制度の概要」をご覧ください。

まず(1)「対象エリア」ありますが、

「集積性・連続性」、「歴史・文化性」、「回遊性」のうち複数の要素を持ち、宇都宮らしい景観を効果的に伝えることができるエリアにおいて実施することとし、

大谷エリア、中心部エリア、大谷石建築物が集積しているエリア（西根地区、上田地区、芦沼地区）の3エリアを対象エリアといたしました。

本編資料2ページをご覧ください。

それぞれのエリアにつきまして、説明させていただきます。

それぞれのエリアの場所につきましては、ページ中央の位置図を併せてご覧ください。

まず、【大谷エリア】であります、

こちらは、大谷石建築物の一定の集積や文化財の存在により、本市特有の景観を形成しているとともに、本市を代表する「観光拠点」となっているエリアになります。

次に、【中心部エリア】といたしましては

こちらは、本市の顔であり、人が多く行きかう「都市拠点」の中に大谷石建築物が点在し、また文化財も存在していることで、まちのアクセントとなっているエリアになります。

次に、【大谷石建築物が集積しているエリア】になりますが、

大谷石建築物の集積・連続性により、地域独自の特徴的な景観を形成しており、集落として宇都宮の日本遺産の構成文化財となっているエリアになります。

(2)「対象建築物」といたしましては、

対象エリア内に現存し、道路から視認できる大谷石建築物について、すべて支援対象としてまいります。

(3)「支援の内容」であります、

対象エリアにおいて、2つの支援を考えております。

高橋書記

まず、「宇都宮市大谷石のまちなみ景観保全補助金」ですが、

景観資源として、まちの魅力を高める大谷石建築物を保全するために、修繕・改修工事に対し補助を行うものであります。

次に「ライトアップ機材貸出事業」ですが、

こちらは、大谷石建築物を景観資源として活用したライトアップによって、意識啓発や夜間景観の創出を図るためにライトアップ機材の貸し出しを行うものであります。

最後に「5今後のスケジュール」につきましては、

令和3年度に制度を創設し、その後、速やかに運用を開始したいと考えております。

以上で、資料の説明を終わります。

山島会長

はい。ありがとうございます。ご質問とかご意見があればお願いします。

高橋委員

はい。わたくしは大谷石研究会というものを組織しまして20年経ったのですけれども、今非常にライトアップも増えており、様々な建物が点在するようになりました。できれば早くに大谷全体のグランドデザインを提示していただけたらいいと思います。

それがないと、あちらこちらで様々な事がぼつぼつと始まってしまって、一貫性がなくなってしまい、様々な事が混在してしまいます。できたら市のほうのグランドデザインを定義されたら良いと思います。早くにお願いしたいことでございます。

山島会長

はい、ありがとうございます。大谷石にこのような支援制度ができて、これから動き出すわけですが、高橋さんも様々な形で協力してやっていただければと思います。

また、少し気になるのですが、区域以外のエリアは対象にならないということですか？

阿部書記

エリアにつきましては、まずは大谷石の保全と、保全することによる啓発効果などを望める、5地区から始めさせていただいて、その推移を見ながらその他の地区についても検討してま

いりたいと考えてございます。

山島会長

行政のやり方としては全部いっぺんにという訳にいかないのですが、そのように進めていくのだと思いますが、大谷石の建物を単に倉庫として使ってるものと、様々な形で使ってるものがあり、単体として良いものも様々なところにたくさんあります。できれば今回の範囲が終わったあとで進めていっていただけたらなと思いました。

他にいかがでしょうか。

早野委員

今回の区域以外のエリアも順番にやってくださるということですが、昨今の状況からすると、高齢化や子孫の方が遠くに引っ越してしまうことなどが原因で、そこも維持が難しくなってきたことが非常にあると思います。

ゆっくり順番に行っていくのも当然あり得ると思うのですが、その前に「大谷石の建物自体がこんなに良いものなんだよ」ということを、例えばこういった支援制度以外で、SNSやネットなどで、「宇都宮のこんなに素敵なお大谷石があるよ」ということを、無料で市の広報などに出すことによって、自分たちのものがこんなに良いと自覚していただけることもあると思います。

実は建築をやっているとして、古民家が壊されることに心を痛めていたのですが、ずっと褒め続けていたら、改修して残そうとした方もいるので。

そのような意味でお金をかけないで良い保全をしていただけると良いと思った次第でした。

山島会長

ありがとうございます。じゃあ渡邊委員。

渡邊美樹委員

歴史的な建物を調査するのは文化課などが行っていますが、これは都市整備部で独自で調査されたのですか。

また、全域で9000件あるなかで、3000件を調査したとありますが、全域にわたってどのようにピックアップされたのですか。

それから、地区の境界線の考え方は、どのように考えて認識されてるのかということと、対象エリア内のすべての大谷石建築物を対象とあるのですが、それに対しては、新しく大谷石で作った建物も含まれているのかどうか、また、ただ外壁貼って

あるなど大谷石建築物にも色々あると思いますが，対象とする大谷石建築物はどのように定義してるのかを聞きたいです。補助が出るのと出ないのだと大きな差が出てきてしまいますので，そのへんどのように考えていくのか伺いたいです。

阿部書記

今の質問にお答えさせていただきます。まず9000件のうち3500件のピックアップの方法ですが，こちらは市内で登記されているもの，そのほか課税されているものなどがございまして，その総数が約9000件ということになっておりました。郵送でのアンケート調査等になりますので，所有者情報が把握できたもの，登記などによって我々が個人情報を収集できた3500件に対して，郵送によるアンケート調査を実施させていただいたところでございます。

また，区域・境界についてでございますが，例えば大谷地区などにおきましては，先日審議会でもご審議いただきました大谷の重点地区の指定区域内であったり，中心市街地につきましては，市の政策の中で中心市街地の区域を選定しているものがございますので，そちらの区域の境界をもとに進めさせていただいております。

また，大谷石が集積する三つの区域につきましては，集積性や連続性の観点から，一件一件が50メートルで連なっているなどの条件を付けまして，区域の選定を行い，図面などにそういったものを落とし込みながら区域を選定してまいりたいと考えてございます。

また，その他対象にならない建築物につきましても，都市整備部以外の補助メニューで，新規出店店舗などの補助メニューなどもございますので，そういった既存の補助メニュー等とも連携を図りながら，広く大谷石建築物を保全してまいれるように市内の連携を図ってまいりたいと考えてございます。以上でございます。

山島会長

よろしいでしょうか。これから新しい政策で，大谷石自体は日本遺産でもあり，大谷石研究会が色んな書籍を出してPRしておりまして，ある程度使ってると思いますが，宇都宮の宝の一つですから，是非しっかりやっていただければと思います。

以上でよろしいでしょうか。何か発言し落とした所とかございませんでしょうか。

それではこれで会議を終了したいと思います。

松井書記

それではこれをもちまして、第22回宇都宮市景観審議会を閉会いたします。長時間のご審議ありがとうございました。

|